



石運輸第760号の2
平成29年11月9日

貨物自動車運送事業者及び
鉄道利用運送事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



貨物利用運送事業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長より別添（平成29年10月31日付
け北信交貨第146号）のとおり通知がありましたので、了知願います。

北信交貨第146号
平成29年10月31日

各運輸支局長 殿

自動車交通部長
(公印省略)

貨物利用運送事業における適正な運賃・料金の收受に向けた取組の
推進について

標記について、大臣官房参事官（物流産業）より別添（平成29年10月30日付け国官参物第110号）のとおり通達があったので、了知されるとともに、各関係団体及び事業者に対し周知徹底されたい。



国官参物第110号
平成29年10月30日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

大臣官房参事官（物流産業）
(公印省略)

貨物利用運送事業における適正な運賃・料金の收受に向けた取組の推進について

貨物自動車運送事業における適正な運賃・料金の收受等の取引環境の改善に取り組むため、自動車局貨物課において平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」（以下「検討会」という。）を立ち上げ、適正な運賃・料金收受に向けた方策等について検討を進めてきたところである。

当該検討会において、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料（手待ち時間料金）等が十分に收受できていない実態を踏まえ、適正な運賃・料金の收受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別立てで料金を收受できる環境を整備する必要があるとされた。

今般、適正な運賃・料金の收受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）の一部を改正する等、所要の改正が行われたことを受けて、標準貨物自動車利用運送約款（平成2年運輸省告示第579号）及び標準鉄道利用運送約款（平成2年運輸省告示第588号）の一部を改正することとする。

ついては、貴局においても、貨物利用運送事業における適正な運賃・料金收受の取組が推進されるよう、貴局管内業界団体及び事業者に対し周知徹底されたい。

なお、別添のとおり、公益社団法人全国通運連盟会長、一般社団法人日本倉庫協会会长、一般社団法人日本冷蔵倉庫協会会长及び公益社団法人全日本トラック協会会长あてに通知したので申し添える。



別添

国官参物第110号の2
平成29年10月30日

公益社団法人全国通運連盟会長 殿
一般社団法人日本倉庫協会会長 殿
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
(単名各通)

大臣官房参事官（物流産業）

貨物利用運送事業における適正な運賃・料金の收受に向けた取組の推進について

貨物自動車運送事業における適正な運賃・料金の收受等の取引環境の改善に取り組むため、国土交通省において平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」(以下「検討会」という。)を立ち上げ、適正な運賃・料金收受に向けた方策等について検討を進めてきたところである。

当該検討会において、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料（手持ち時間料金）等が十分に收受できていない実態を踏まえ、適正な運賃・料金の收受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別立てで料金を收受できる環境を整備する必要があるとされた。

今般、適正な運賃・料金の收受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）の一部を改正する等、所要の改正が行われたことを受けて、標準貨物自動車利用運送約款（平成2年運輸省告示第579号）及び標準鉄道利用運送約款（平成2年運輸省告示第588号）の一部を改正することとする。

については、貴連盟（協会）においても、新たな標準貨物利用運送約款への切替え及びこれに伴う掲示の変更並びに運賃及び料金の届出が適切に行われるよう、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。